

令和5年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年7月21日（金）
高松サポート合同庁舎
北館702会議室

出席者 公益代表委員 東、春日川、柴田、高塚、元木
労働者代表委員 立石、土田、中村、廣瀬、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、窪田、棚次、渡部

議 題 (1) 香川県最低賃金改正に対する意見について
(2) その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は御多忙の中、また暑い中香川地方最低賃金審議会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。

三屋委員が少し遅れるということですが、現在14名の方にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として4名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

(p1)資料No.1 2023年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書

(p11)資料No.2 2023年度香川地方最低賃金額の改定審議にむけ

た意見書

(p15)資料No. 3 令和5年度香川県最低賃金改定に対する意見書

(p25)資料No. 4 令和5年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

(p29)資料No. 5 香川県最低賃金額の改定にあたっての意見書提出について

と、7月4日に開催されました第1回香川地方最低賃金議会において、委員から要望のありました資料として、

(p31)資料No. 6 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

(p37)資料No. 7 経済財政運営と改革の基本方針2023

で、この2つの資料は、令和5年6月30日に開催されました第66回中央最低賃金審議会の資料でございます。このほか、

(p43)資料No. 8 消費者物価指数（高松市）（令和5年5月分）でございます。この資料は、第1回香川地方最低賃金審議会の資料No.15に消費者物価指数のデータが掲載されていたのですが、令和5年2月までのデータでしたので、その後の最新のデータが掲載されている資料としてお示しさせていただきました。

不足等ございませんでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

では、議題（1）の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

関係労使の意見聴取につきましては、7月4日に開催されました、第1回の本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されております。従来、関係労使から提出された意見書を審議会の資料として配付させていただいております。

第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部長、日本労働組合総連合会香川県連合会会長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長、からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料 No. 1～5 でございます。No. 1～3 は労働者側から、4、5 は使用者側からのものです。

よろしく申し上げます。

○柴田会長

それではこの意見書について、慣例により労使の順に各側から説明と補足をお願いします。それぞれ時間は、1 関係団体につき10分以内とさせていただきますので、時間厳守でよろしく願いいたします。

まず、労働者側である香川県労働組合総連合から資料 No. 1、2 のとおり意見書をいただいているところですが、本日傍聴されておりますので、お二人で10分以内で補足説明等をお願いします。

○香川県労働組合総連合 藤沢事務局長

ありがとうございます。私は、香川県労働組合総連合事務局長の藤沢と申します。

資料 No. 1 の「最低賃金額の改定審議に向けた意見書」の概要の説明をさせていただきます。この中で、2 ページ目の 1 項目目から「低すぎる最低賃金」を改善してほしいという意味合いで資料をつけさせていただいております。2022 年の改定では最高が東京都の 1,072 円で、最低が高知県などの 9 県の 853 円となり、全国加重平均では 961 円と去年よりも 31 円増になりました。しかし、私たち全労連が全国で 4 万 6 千人もの人が取り組んだ「最低生計費試算調査」では、図 1 に示しておりますが、全国どこでも月額 25 万円、時間額 1,500 円以上必要との結果が出ています。私たちが目指す「全国一律 1,500 円以上」は、決して高すぎることはないと思います。

主要先進国の最低賃金額は、図 2 にも示しておりますが、日本は最低水準であり、C・D ランクの地方ではお隣の韓国よりも最低賃金が低い状況です。一般的には先進国はそういう状況でありまして、国民生活を維持する最大の手立ては、最低賃金の引き上げ以外ありえないというふうに、私どもは考えております。

それと 2 つ目の課題は、地域間格差の問題だと思っております。中央最低賃金審議会に向けた審議の中に、厚生労働大臣の諮問の中にも出ております。各地域間格差を是正していくことが目的の一つであると書かれてもおりますが、そういう意味からも是非ともやっていただきたい。香川県で言いますと、最高額の東京都と香川県の格差は 194 円になっておりまして、年間で 37 万円以上の格差になってしまいます。同じコンビニで働いて同じ年収を稼ぐには、東京の労働者より年間 424 時間も多く働かなければ同じ額がもらえないということになるわけです。これはあまりにもおかしいと思いませんか。最低賃金の地域間格差をもうけた結果、図 4 になりますが、

これでは、最低賃金が低い地域から高い地域、都市部に労働者が流出している状況が窺えます。地方の高齢化、過疎化が進んで地域経済はますます疲弊しております。中小企業は人手不足・後継者不足で事業継続ができず、事業を取りやめる企業が増えております。こうした状況、実態を改善するためにも、格差をなくすように制度を改正することが必要ではないでしょうか。今すぐとは言いませんが、できるだけ早い時期に全国一律化を求めるものであります。

3点目として、中小企業支援策の抜本的な強化が必要だと思っております。各委員からも、各労働者・使用者側からも意見が出ておりますとおり、中小企業への支援は非常に脆弱なものとなっております。そこをしなければ、最低賃金引上げは難しいというふうに思っております。香川地方最低賃金審議会の各委員におかれましては、他地域の最低賃金審議会の答申に入れられたような、意見や要望も参考にさせていただき、香川県の労働者の実情にあった意見・要望も加えていただきたいと思いますと思っております。特に使用者代表委員におかれては、最低賃金引上げを実施するために必要となる中小企業・小規模事業所への支援策について、関係者・諸団体の意見を反映した具体的な支援策を出していただきたいと思いますと思っております。

最後に4点目ですが、今年の引上げについては是非とも物価高騰から労働者の生活を守るための引上げを目指してもらいたいと思っております。昨年の8月の最低賃金の改定額は、どう考えてもその当時の物価高騰額に追いついていないと思っております。最低賃金額の引上げが基本的に言えば、引上げ率3.5%しかなかったわけですね。物価高騰を考えると、食料品は3.8ポイントも上がっており、光熱・水道費は10.6ポイントも上昇しております。そのことから考えても全然追いついていないというのが実態です。

今年こそは是非とも消費者物価指数の上昇に見合う、それも6月と言わず、8月くらいまで予測を立てて上げていただきたいと思いますと思っております。よろしく申し上げます。

それとこれは最後にですが、この中には書いていないのですが、香川地方最低賃金審議会の情報公開に関してです。今年も審議会の第1回専門部会の傍聴が認められましたが、それ以外がなかなか認められておりません。これでは、一般市民の方が異議申し立てを行うにしても、その時点で審議会の中で何が喋られたか、特に専門部会の中でどういう意見が出てきたのかということが全くわからない状況です。ホームページに載せるのが遅いという問題もございませぬ。要旨だけは出されますが、その中のほんの一部しか書かれておりませぬ。せめて、議論内容は全部公開してもらいたいと思います。私たち傍聴者は何も意見を言わないですから、みなさん方に与える影響はほとんどないと考えております。是非とも議論内容の全部公開のご配慮をもう一度考え直していただきたいということを付け加えて意見とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○香川県労働組合総連合女性部 花谷副部長

おはようございます。私は、香川県労働組合総連合女性部の方で副部長をしております花谷と申します。意見書の補足を若干させていただきたくて、この場で発言させていただきます。

女性部ということで特にジェンダー平等の視点から意見を述べさせていただくのですが、皆さんもおそらくご存知のとおり、日本で働く非正規労働者の2,000万人のうち約7割が女性の労働者とされています。この前、世界におけるジェンダーギャップ指数の日本の総合順位は146カ国116位ということで、先進国の中では、最低レベルにあるとされています。男女の生涯賃金の格差は1億円の差があるというのが現実です。直ちに最低賃金1,500円に向けた審議をしていただきたいと思いますと思っております。

この間、私たちは街頭の方に出て、「この香川の最低賃金で人間らしい生活ができますか？」というアンケート調査を行った結果、

98%の方が「これでは人間らしい暮らしができない。」という答えをいただいております。

あと、資料に出すのは間に合わなかったのですが、私たちの労働組合の方で、最低賃金の生活体験というのを全国17か所、58名、大体20代から30代の人にしてもらった結果、月に25万なので、最低賃金で言って、1,500円の賃金が必要であるというような結果が出ています。都道府県ごとの消費者比率を比較するために、東京を100として考えたときに、地域別最低賃金の高低に関わりなく、結果としてはどこに住んでも消費額というのは変わらないというような結果も出ております。直ちに最低賃金を1,500円に上げるような審議をしていただいて、女性だけでなく青年も生きていく上で、人間らしい生活が送れるような最低賃金に直ちに引き上げていただけるような審議をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

次に、資料No.3の意見書をいただいている労働者側である日本労働組合総連合会香川県連合会から申し上げます。

○立石委員

労側、意見書を提出しました日本労働組合総連合会香川県連合会福家良一の代読として立石の方からご説明させていただきます。

「はじめに」のところですが、最低賃金の引上げは相当重要性が高まっているということです。その必要性について示している文章としております。一番下の段落にありますとおり、私どもの目的としては、今の状況を踏まえ、これまで私たちが取組んできた2023春季生活闘争を通じた賃上げの流れを香川県最低賃金引上げにつ

なげていきたい、未組織労働者の労働条件向上を含めまして、波及させていくことが私たちに課せられた社会的責務と考えております。その上で、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金の引上げを求めていきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、1ポツといたしまして、「香川の経済状況から見た最低賃金の引上げの必要性」、まず「人への投資」ということを書かせていただいております。上のところでは香川県の状況、2段落目では「足元では」と始まるところからでございますが、香川の実質賃金は前年と比べましてマイナス4.6と物価上昇に賃金が追いついていかない状況がさらに高まっているというところでございます。ということから最後の行になりますが、実質賃金の引上げに向けた「人への投資」、これが必要であると考えています。

2ポツ目になります。ここは春季生活闘争から見た賃上げの必要性を書いております。上の段が全国集計ということで最終の集計になります。平均賃金方式で、引上げ額が10,560円、3.58%ということで、30年ぶりの高水準、そして有期・短時間・契約等の労働者の時給の引上げ額ですが、52.78円、率では5.01%で、比較可能な2015年闘争以降で最も高いということが示されておりますし、時給換算で言いますと、一般組合員を上回っているということが集計から出ております。その下、連合香川の集計結果ですが、これも加重なんですけれども、23組合の引上げの結果は、額では9,460円、率でも4.05%と非常に高い数字です。昨年6月で、6,485円でしたので、高い数字が出てきているということでございます。そして一番下の段落は、最低賃金法1条のところを書かせていただいております。やはり、この1条は守っていかなくてはならないし、我々としても生活を安定させる、という目的から書いております。

3ポツ、香川の最低賃金の是正ということで書かせていただいております。次のページに行きますが、(1)のところは早期の「誰も

が時給 1,000 円」、これは実現させたいというところでありませう。上のところは政府の方針を書かせていただいておりますが、政府もこういうふうな方針を決めたうえで、今回の最低賃金の引上げに臨んでください、ということでございますので、連合香川としましては、このところちょっと違うのですが、「誰もが時給 1,000 円」でございます。香川県にふさわしい最低賃金の水準、後ろに表をつけておりますが、「リビングウェイジ」、1,040 円、車所有となりますと 1,352 円が必要だというふうに計算がはじき出されております。また、外部労働市場ということで、募集賃金の実態は、高卒初任給、こういったところを考慮しながら早期に到達を目指して行きたいと思っておりますが、この「誰もが時給 1,000 円」というのはあくまでも通過点でございます。ということをもまずは皆さん方にご承知願いたいと思っております。

(2) のところは、地域の格差是正に向けたところでございます。そしてその下の段落で、指数で見たところによりますと、その中では香川はやはり全国で 21 位という指数が示されております。今の最低賃金はどうかと言いますと、下位に位置する香川県、相当乖離があるということで見合っていないということでございます。そしてその下の段落が、格差の是正ということでやはりこういったところ、格差が広まって、最初は 90 円だったのが 194 円まで拡大しました。さらにこの状況を是正しなければならないということを書いております。

その下、4 ポツなんですけれども、支援策が必要なのではないかと書いております。ページをめくっていただきまして、政府とか地方自治体の各種支援策といったものが必要とされておりますので、一層の制度の充実、利活用の促進が必要であります。その下の段落でありますけれども、中小・小規模企業などの賃上げの実現に向けて、ということでもありますけど、やはりそういったところも引き上げていくために、賃上げ税制、補助金、そして企業の

優遇制度、ものづくり補助金、事業再構築補助金、こういったところを生産性向上への支援ということで、さらに一層の強化をお願いしたいと思っております。その際には赤字の法人も賃上げを促進するために、課題を整理したうえで、税制を含めて更なる施策が必要と考えています。加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できることが必要であると考えております。そのためにもパートナーシップ構築宣言の普及と促進、これもお願いしたいと思っておりますので、そこも含めて支援策を高めていきたいと思っております。

最後に、ということで、令和5年度香川地方最低賃金審議会の改正審議において、やはり我々としても最低賃金近傍で働く方々の生活実態を直視しまして、このあたりについて最低賃金の引上げ、これが一番重要であると考えておりますので、令和5年度の最低賃金審議会、改正に対する意見といたします。

後ろの添付資料として書かせていただいておりますが、連合の賃上げの状況があります。その後ろには補足資料として、「リビングウェイジ」、月当たりの生計費というものを書いております。

それぞれ重要な資料だと思ひまして添付させていただきました。

以上、連合香川の意見書でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

次に資料 No. 4、5 ですが、使用者側である香川県経営者協会からお願いします。

○窪田委員

香川県経営者協会の窪田です。私から資料 No. 4 につきまして、使用者を代表してご説明させていただいて、資料 No. 5 につきましては香川県タクシー協同組合の代読をさせていただきたいと思ひ

ます。

まず、資料 No. 4 です。最近の景気見通しですけれども、新型コロナウイルス禍から回復しているということで、「景気は緩やかに回復している」との観測がございませけれども、エネルギー、原材料は高騰、また世界経済の動き、またコロナにつきましても感染の再拡大の恐れがあるということで十分留意しなければならない状況でございます。

この中で、わが国の企業数 99.7% を占め、労働者の 7 割を雇用しております中小・零細企業の多くは、厳しい価格競争や物価高にさらされ、資金力、人材力も乏しいうえ、労働分配率も高く、企業の存続や雇用の維持に苦慮している状況です。

内閣府が 6 月に発表しました「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によりますと、日本経済基調判断は「景気は、緩やかに回復している。」と据え置いておりまして、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締めが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされております。

一方で、県内の最低賃金につきましては 2016 年度以降、令和 2 年度に 2 円の引き上げがありますけれども、それを除きますと、名目 GDP 成長率や消費者物価、賃上げ率を上回る 3% を超える引き上げが続いておりまして、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中にありまして、最低賃金が時間額で決まるようになった平成 14 年度以降、最高の引上げ率 3.54%、プラス 30 円で決着をしました。

日本企業の景況感は幅広く改善傾向にあり、物価高に伴う賃金の引上げの対応も必要ではあると考えますが、米欧の急速な利上げを背景に世界経済の減速感根強く、また中国の回復には鈍さがみら

れるとともに、ウクライナ問題の長期化も懸念されるところです。

エネルギー資源ですとか原材料費の高騰などコスト上昇に価格転嫁が追いつかずに苦戦している企業、また、いまだにコロナ禍からの回復が遅れている企業もある中で、大幅な最低賃金引上げによる人件費負担の増大が中小・零細企業の経営を圧迫し、企業の成長や雇用維持にマイナスの影響が生じることを使用者側としては大いに懸念しているところです。

次に、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の三団体からの最低賃金に関する要望が4月21日にございました。その内容を読み上げますと、「デフレ脱却に向け、成長と分配の好循環の実現が求められる中で、最低賃金引上げを求める声も高まるが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業にも強制力をもって適用されるものであり、法の趣旨に則った審議決定が求められる。こうした認識のもと2023年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。最低賃金の審議決定において考慮すべきものとして法が定める三要素、生計費、賃金、支払い能力のうち、中小企業の支払い能力は、原材料費や資源・エネルギー価格等の高騰により厳しい状況にある。三要素に関するデータによる明確な根拠のもとで納得感のある審議決定となることを強く求める。政府はいわゆる骨太の方針等において経済政策の大きな方向性を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しないが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして全ての企業に例外なく適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。」とされております。

3では、「2023年の最低賃金引上げの影響と価格転嫁の状況」について書いております。日本商工会議所が2月ですけれども、中小企業を対象に実施した調査で、地域別最低賃金引上げの直接的影響を受けた、つまり、最低賃金を下回ったため賃金を上げたと回答

した企業は約 39%、現在の最賃額が負担となっている企業は半数以上を占めるという調査結果でありました。また、中小企業庁が実施した中小企業の価格転嫁に関する調査では、発注元の企業が価格交渉に応じないなどにより、「価格転嫁できない」とする割合が今年の 9 月から 11 月の調査に比べ 5.1 ポイント上昇の 21.4% に達し、さらに「減額された」というものも 2.1% ございました。

次に、「コロナ融資の返済の困難」についてです。コロナ禍で収益が落ち込んだ企業を対象としたコロナ融資の返済が本格化している中で、中小・零細企業を中心に物価高や人手不足といった問題もあり、融資の返済が困難なことから、「息切れ」が懸念されておりまして、倒産の増加など事業の継続が危ぶまれる企業も出ているところ です。

5 番としましては、「県内企業の景況感」のいろんな調査結果を書いております。まず日銀高松支店が 5 月に発表した 6 月の県内の金融経済概況では、「景気は緩やかに持ち直している」という基調判断を 8 か月連続で据え置いています。コロナウイルスの 5 類移行によって幅広い業種で客足が伸び、個人消費が持ち直しているとしておりますけれども、企業の生産につきましては横ばい圏内の動きとなっているというのがあって、また、輸送機械は生産水準が幾分低下、電気機械は、弱めの動きが続いているとしております。

また、7 月に発表した 2023 年 6 月の短観では、県内企業の業況判断指数は 2019 年 12 月以来 3 年半ぶりにプラスに転じたところですが、業種別にみると非製造業はプラス 13 と好調ですが、製造業は前回より上昇したものの、マイナス 2 ということで業種による景況の差が見られます。また、2023 年度の見通しは、堅調な需要などで増収を見込む一方で為替相場の影響や海外経済の動向などから減益を予測しております。

次は東京商工リサーチのアンケート調査です。2 月に県内企業に実施しました「賃上げに関するアンケート」では、2023 年度の賃上

げ予定は 76%、賃上げしない企業もありますがその理由として、「十分に価格転嫁できていない」が一番多く、また「原材料価格の高騰」、「燃料代、電気代の高騰」、「受注の先行きに不安がある」という理由を挙げられております。人手不足や物価高への対応で賃上げの必要性は感じているものの、苦慮している中小企業も多い状況です。

また最近の四国新聞社の記事によりますと、4月から6月に県内200社を対象にした景気動向アンケート調査がありました。2022年度売上げが伸びたものの、原材料やエネルギー価格の高騰によるコスト上昇分が利益面を圧迫している。それで、4割以上の企業が減益となっています。また今後につきましても、コロナや円安などの影響緩和に期待感が高い一方で、原材料・エネルギー高騰の影響が続くとみる企業も多い結果となっております。

むすびといたしまして、成長と分配の好循環となるよう、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが肝要であり、そのために賃金引上げを行うことは望ましいと考えております。しかしながら、国内外の様々な影響を受け、コスト上昇や人手不足等に苦慮しながら経営を行っている中小・零細企業の状況と、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用される最低賃金引上げにつきましても、経営実態を離れた大幅な引上げとならぬよう、法が求める生計費、賃金、支払い能力にもとづく慎重な審議を強く望むものでございます。

続きまして、「香川県タクシー協同組合」の意見でございます。コロナは5類になったところでございますけれども、コロナ禍は我が国の国民生活および日本経済に重大な影響を受けております。地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復傾向にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況が続いております。多くの事業者においては歩合

給という賃金制度をとっていることから、営業収益の激減は直接最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況で、地域公共交通機関であるタクシー事業経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。また令和3年秋頃から急激な燃料価格の高騰についても、事業経営に大きな負担となっているところです。

つきましては、地域別最賃の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解賜り、県最賃の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の労使各側の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

よろしいですか。

特にご意見、ご質問はございませんので、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

今後の審議日程についてですが、8月1日(火)13時15分から

同じくこの北館 702 会議室において第 3 回本審を、また第 3 回の本審の状況にもよりますが、8 月 7 日（月）15 時 15 分から同じくこの北館 702 会議室において第 4 回本審を開催する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。また、運営小委員会を 8 月 1 日（火）14 時 15 分からこの北館 702 会議室において開催する予定でございます。

なお、7 月 24 日（月）は、本日開催が出来なかった場合の予備日としていましたが、本日開催されましたので、7 月 24 日の開催の必要性がなくなりました。

以上です。

○柴田会長

それでは次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、8 月 1 日（火）13 時 15 分から、第 4 回本審を 8 月 7 日（月）15 時 15 分から開催するということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、運営小委員会につきましては 8 月 1 日（火）14 時 15 分から開催するということでございます。7 月 24 日（月）を本日の予備日としておりましたが、本日開催されましたので、7 月 24 日の開催はありません。

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

それでは、第 2 回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――